

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について【若松区】

【建築基準法第51条（要旨）】

都市計画区域内においては、ごみ処理施設などの政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が、当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し、又は増築することができる。

【申請概要】

申請者	敷地の位置（用途地域）	面 積		備 考（処理施設の種類及び処理能力）
東京製鐵株式会社九州工場 常務執行役員工場長 児島 和仁	北九州市若松区南二島三丁目 495番56他10筆 (工業専用地域)	敷地面積	327,140.00 m ²	処理施設の種類 一般廃棄物処理施設及び 産業廃棄物処理施設 処理能力 一般廃棄物処理施設 72.60 t / 日 (24 時間) 産業廃棄物処理施設 汚泥の焼却施設 556.34 t / 日 (24 時間) 廃プラスチック類の焼却施設 4.68 t / 日 (24 時間) 産業廃棄物の焼却施設 金属くず 374.02 t / 日 (24 時間)
		建築面積	112,981.88 m ²	
		(申請部分	13,523.49 m ²)	
		延床面積	118,718.16 m ²	
		(申請部分	15,402.26 m ²)	

【許可を必要とする理由】

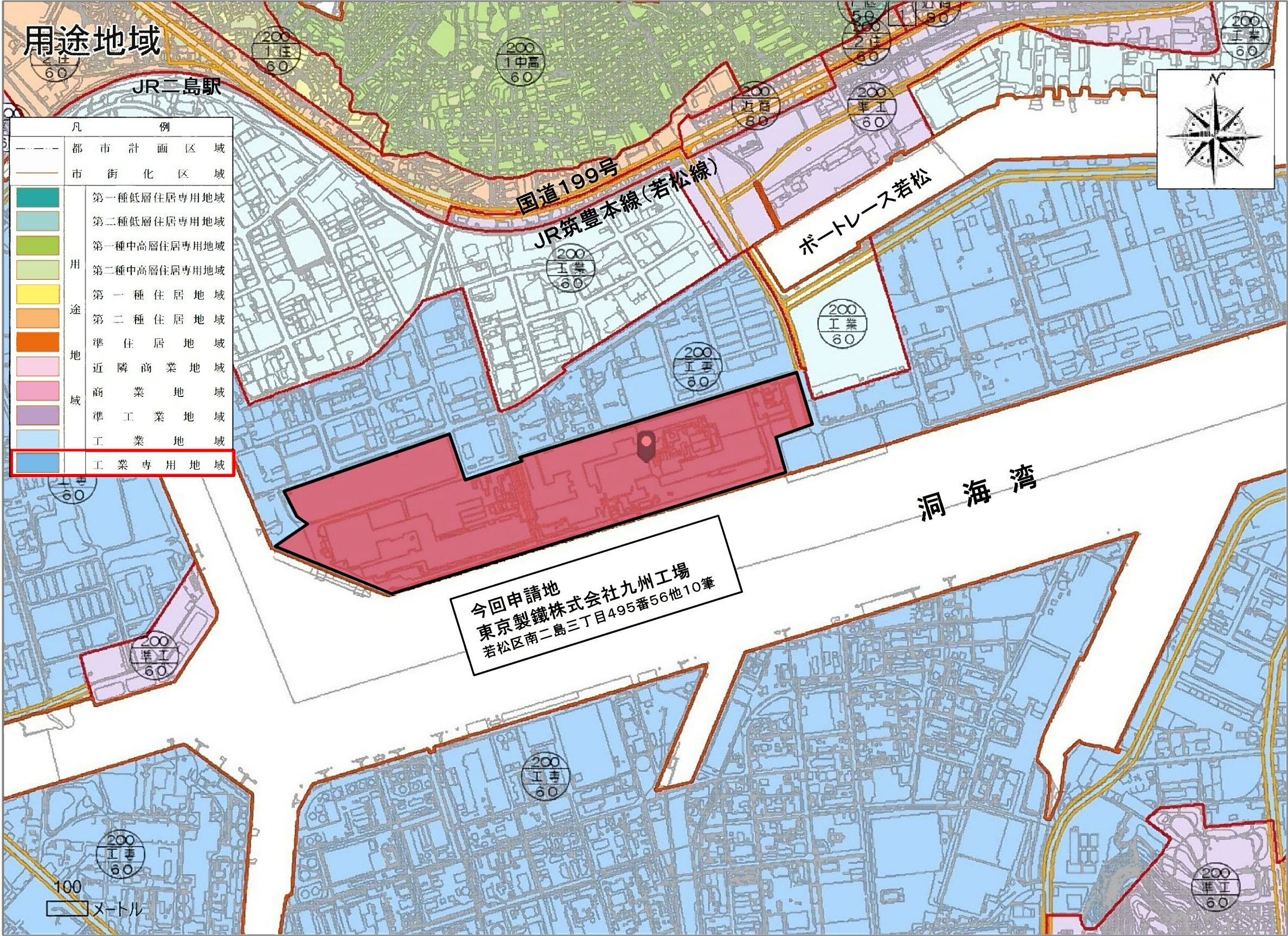
申請者は、若松区南二島三丁目495番56他10筆において製鋼業を営んでいる。

今回、顧客要望への対応や事業拡大のため、廃電池のリサイクル事業として、製鋼用電気炉を活用した廃電池の処理施設を設置する計画である。

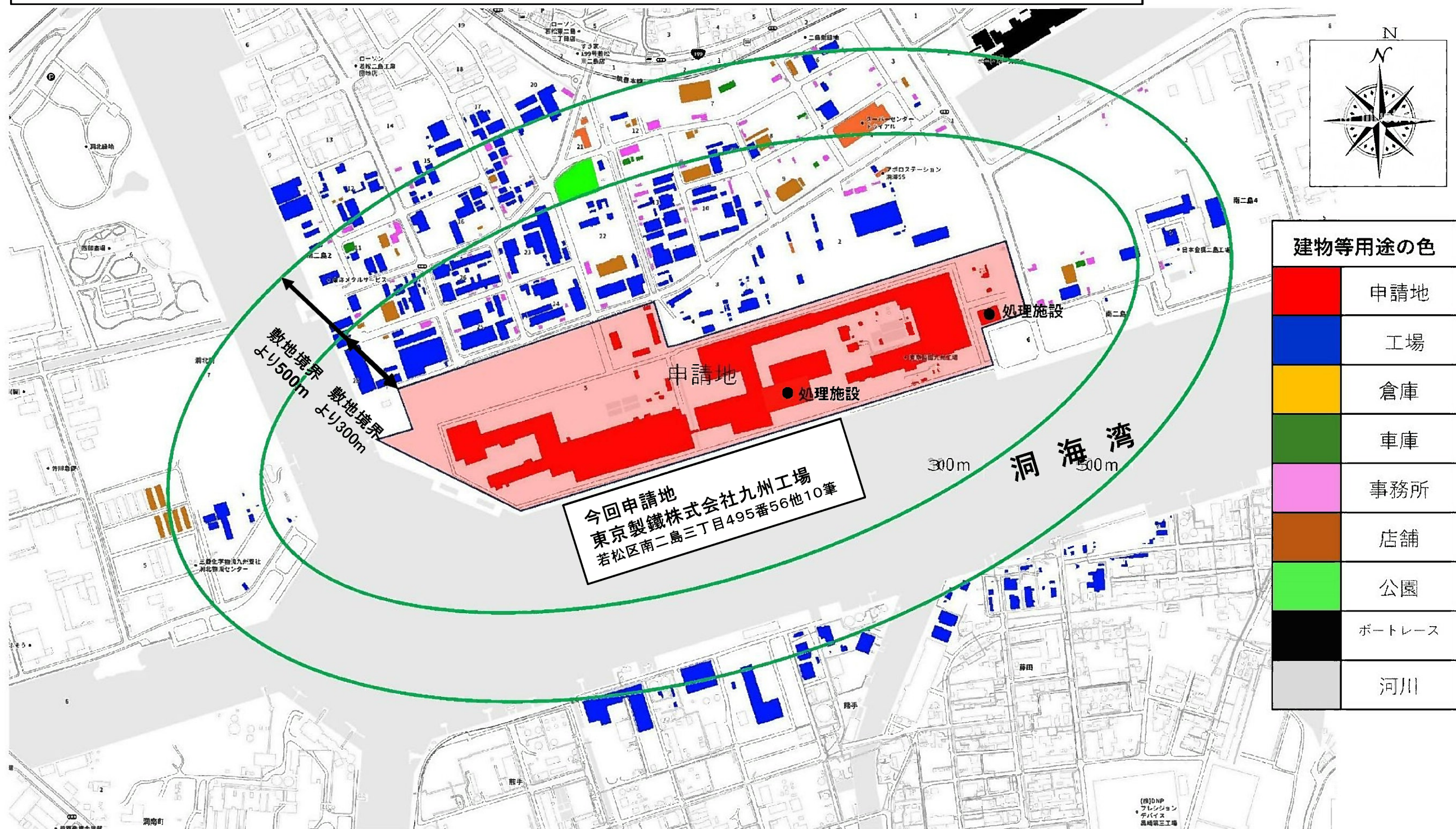
処理を行う廃電池には、汚泥、廃プラスチック類及び金属くずが含まれており、これらの処理能力が、一般廃棄物処理施設（廃電池の選別施設）で72.60 t / 日、産業廃棄物処理施設（汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの焼却施設）の合計が935.04 t / 日となり、建築基準法施行令で定める規模を超えることから、建築基準法第51条ただし書の規定により、都市計画審議会の議を経るものである。

なお、今回の申請においては、処理施設を既存建築物内に設置する計画であるため、それに伴う建築行為は発生しない。

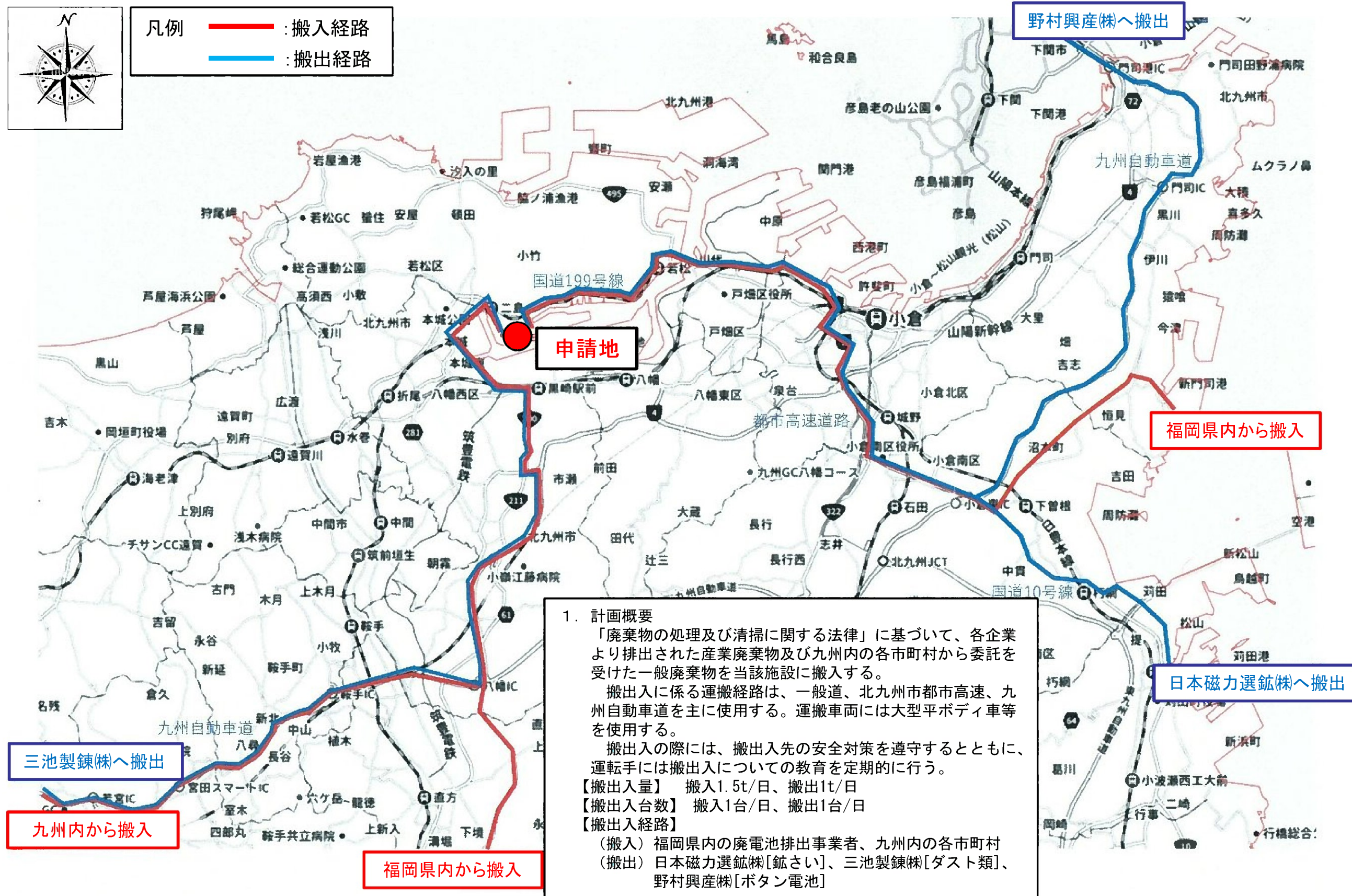
建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【若松区】 付近見取図（用途地域図）



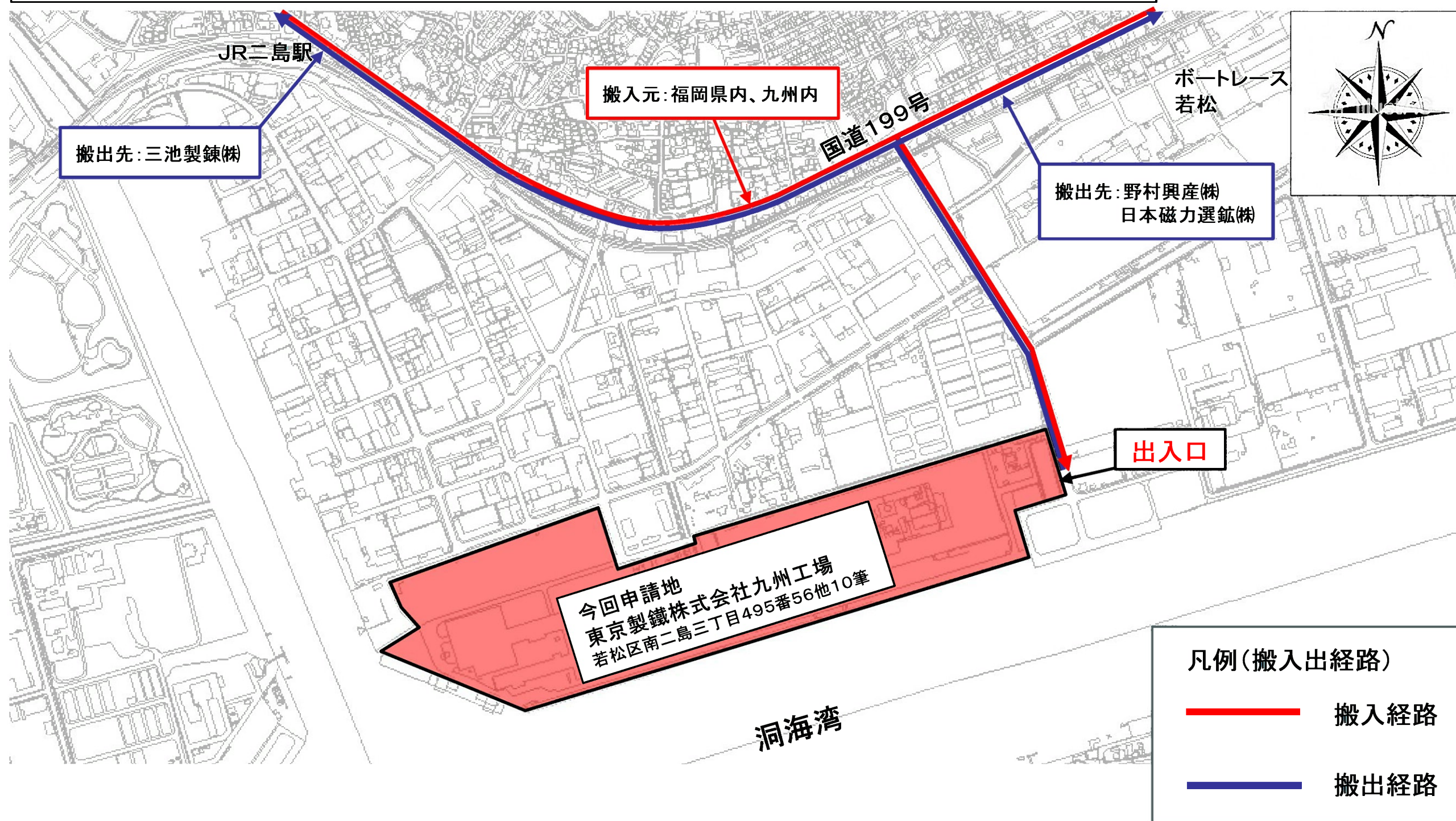
建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【若松区】
用途現況図



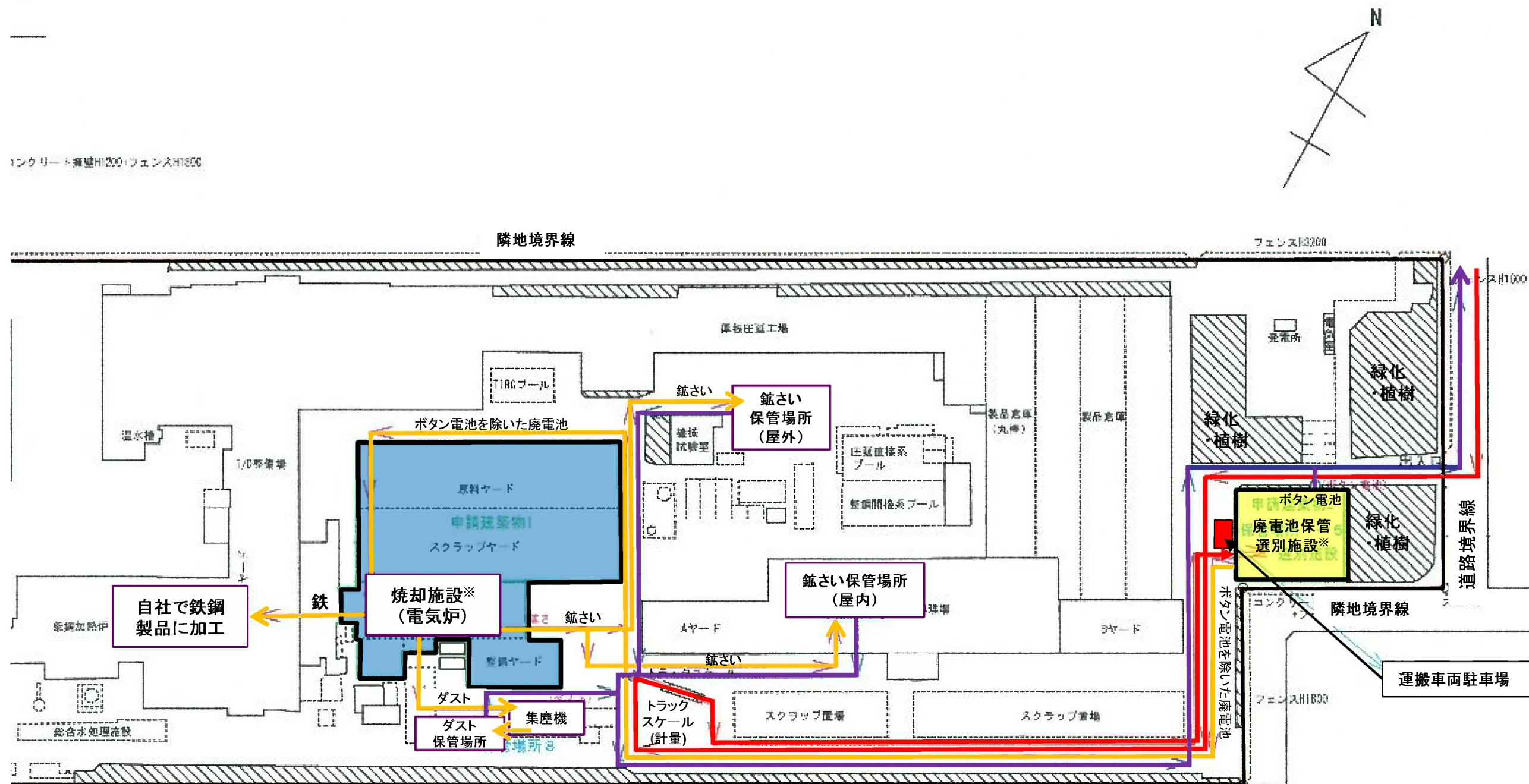
建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【若松区】 運搬計画図（北九州市全域）



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【若松区】 運搬計画図（申請地周辺）



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【若松区】
処理施設の配置図



洞海湾

※ 今回は、処理施設の設置計画のみであるため、
建築行為はなし。

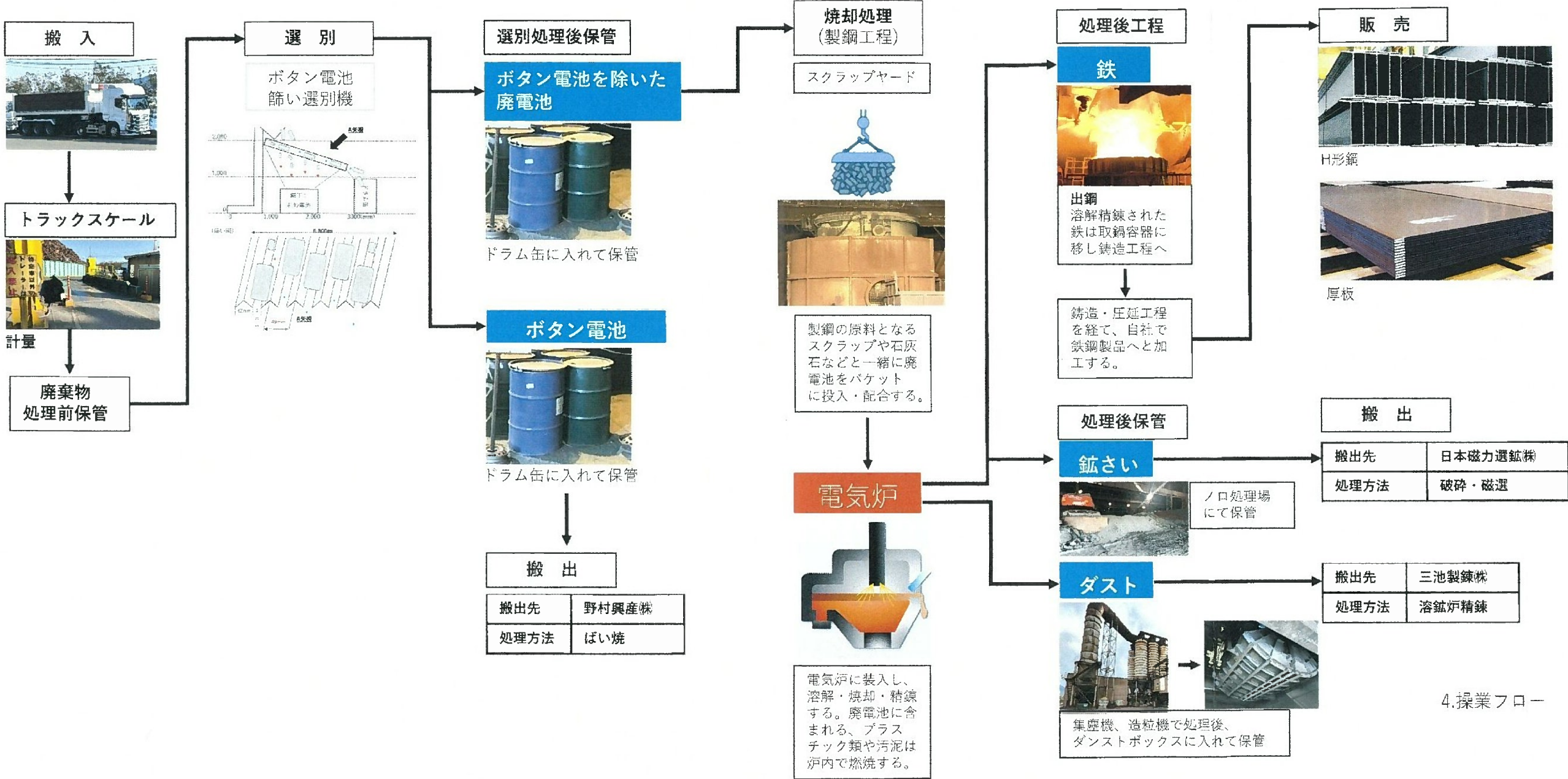
凡例

- 搬入車両経路
- 搬出車両経路
- 構内運搬経路

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について【若松区】
処理フロー図

操業フロー

[対象廃棄物]
廃電池(金属くず、廃プラスチック類、汚泥)



4.操業フロー